

# 平成30年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省30-1-5)

政策名	1 経済成長	施策名	1-5 経済産業統計			
施策の概要	産業の実態を明らかにする品質の高い統計の作成、提供及び統計分析を実施する。					
達成すべき目標	統計の体系的整備、経済・社会の環境変化への対応及び統計データの有効活用の推進。					
施策の予算額、執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,413	3,120	2,856	1,332
		補正予算(b)	▲ 50	▲ 562	▲ 11	-
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	1,363	2,558	2,845	
執行額(百万円)	1,189	2,305	2,441			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	統計改革推進会議最終とりまとめ(平成29年5月決定) 公的統計の整備に関する基本的な計画(平成30年3月6日閣議決定)					

測定指標	1	統計の公表遅延日数	基準値	実績値					目標値	達成
			27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	-	達成	
				遅延なし	遅延なし	2日	遅延なし	-		遅延なし
		年度ごとの目標値	遅延なし	遅延なし	遅延なし	遅延なし	遅延なし			
	2	経済産業省ホームページの統計データ部分への省外からのアクセス件数	基準値	実績値					目標値	達成
			25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	30年度	
			1,762万件	2,036万件	2,327万件	2,583万件	2,225万件	-	2,050万件	
		年度ごとの目標値	2,250万件	2,050万件	2,050万件	2,050万件	2,050万件			
	3	統計コンシェルジュへの相談件数	基準値	実績値					目標値	達成
			28年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和元年度	
188件			253件	188件	197件	233件	-	230件		
年度ごとの目標値		-	-	220件	211件	230件				

参考指標	1	統計法に基づく調査票情報の二次利用申請件数	基準値	実績値						
			-	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
			-	314件	375件	417件	420件	366件	487件	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	目標達成
	(判断根拠)	測定指標の全てにおいて目標を達成した。特に、統計コンシェルジュへの相談件数と統計法に基づく調査票情報の二次利用申請件数は大きく伸びており、省内におけるEBPM(証拠に基づく政策立案)の促進や省内外における統計の利活用の進展に貢献したと判断。	
	施策の分析	社会の情報基盤として、行政運営や企業等の意思決定に必要不可欠である公的統計について、事前に定めた公表期日どおり適時適切に提供を行った。これら公的統計のホームページ閲覧数や二次利用申請件数も着実に増加又は目標を達成しており、集計結果や調査票情報の利活用が進展していると評価できる。また、省内政策部局から統計コンシェルジュへの統計の利用についての相談件数も増加しておりEBPMの進展も図られていると評価した。	
次期目標等への反映の方向性	公的統計の公表期日どおりの公表を継続する。ホームページの閲覧件数は、プログラム等による機械的なアクセス件数を除外するため、令和元年度以降はユニークビュー数を用いてより実態に即したアクセス件数をカウントすることで、統計の利用促進に向けた課題を洗い出し、ユーザーの利便性の向上やコンテンツの充実を図る。また、正確なデータを適切に公表してだけでなく、統計コンシェルジュの機能を活用し、引き続き、積極的にEBPMを推進する。		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価のあり方を検討する場として、「政策評価懇談会」を設置。その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。
-----------------	----------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	統計法に基づく調査票情報の二次利用申請件数(参考指標) 測定指標・参考指標はそれぞれ担当部局にて集計
---------------------------	-------------------------------------------------------

担当部局名	大臣官房調査統計グループ総合調整室	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	-------------------	----------	--------